

KUNPU NEWS

2013.1 月号

薫風国際特許事務所

- 代表弁理士 渡邊 薫 (Kaoru WATANABE)
- パートナー弁理士 井上美和子 (Miwako INOUE)
- 弁理士 大森桂子 (Keiko OMORI)
- 弁理士 松田政広 (Masahiro MATSUDA)
- 弁理士 竹山圭太 (Keita TAKEYAMA)
- 弁理士 鈴木健之 (Kenshi SUZUKI)

目次

1 はじめに	1
2 本号の特集記事 ～中国における商標登録出願について～	1
3 最近の知財動向トピックス ～新聞の時事報道から～	2
4 注目データ ～我が国の出願・審査状況について～	3
5 シリーズ 「特許の力」(1)	4

1 はじめに

代表弁理士 渡邊 薫

クライアントの皆様、いつもお世話になっております。

KUNPU NEWS の 2013 年新年号をお読みいただければ幸いです。本年も何卒よろしくお願ひ致します。

さて、この場を借りまして、当所の新しい技術スタッフを二人紹介させていただきます。既存のスタッフ共々、何卒よろしくお願ひ致します。

(1) 弁理士 鈴木健之 (すずきけんし) :
年齢 39 歳 弁理士登録番号 12038

東京理科大学理学部 I 部応用物理学卒業後、一つの特許事務所にて約 17 年間にわたる実務経験を積み、1 月から当所のスタッフに加わりました。専門は応用物理です。前事務所では、電車載器 (カーナビなど)、コンピュータ (解析)、液晶表示装置、プリンタ、ミシン、エンジン部品、光学系 (レンズ、光ピックアップなど)、塗工装置、食品加工装置、農業用部品などの技術分野を中心に、出願や中間処理業務を主に担当しておりました。当所では、主に、各種製造装置、医療関連機器、分析機器、ソフトウェア (コンピュータ処理)、光学系などの技術分野を担当する予定です。

(2) 太田真由美 (おおたまゆみ) :
年齢 30 歳

お茶の水女子大学理学部生物学科卒業後、同大学大学院人間文化研究科ライフサイエンス専攻修士課程を修了し、富士通エフ・アイ・ピー株式会社に入社。同社にてシステムエンジニアとして約 5 年半勤務しました。今般、特許技術者に転身するため、昨年 12 月に入所しました。実務経験を積みながら、弁理士資格取得も目指します。専門は、ライフサイエンス (分子生物学) ですが、加えて、前職で習得したコンピュータ関連技術分野の知識も活用していくことも考えています。

2 本号の特集記事 ～中国における商標登録出願について～

岡本 はる

ここでは、中国 (香港・マカオを除く) において商標登録出願される場合の留意点を簡単に紹介いたします。

(1) 一区分一出願

日本の商標登録出願においては、一つの商標登録出願において、複数の区分を選ぶことが可能です。例えば、第18類の「かばん類」と、第25類の「被服」を指定商品とすることができます。一方、中国の商標登録出願においては、一つの出願において一つの区分しか選べません（マドリッドプロトコルは除く）。二区分に出願したい場合は、2つの出願という扱いになります。

(2) 指定商品

日本と同様にニース協定の国際分類表が採用され、中国商標法においても指定商品の分類がなされています。しかし、例えば、第25類の「被服」のような、「洋服」、「下着」、「帽子」、「靴下」を包括する、いわゆる上位概念による指定は中国商標法では基本的に認められておりません。このため、各々の商品を具体的に指定する必要があります。また、指定商品は、その数が10を超える場合、追加の手数料が必要となります（マドリッドプロトコルは除く）。加えて、指定商品について日本とは異なる類否基準がありますので、注意が必要です。

(3) 商標の表記

中国商標法では、いわゆる「標準文字」という概念がありません。そのため、使用を予定している字体やロゴ化された商標がある場合には、その商標で出願することが望ましいです。例えば、漢字の字体についても、中国大陸などで使用される漢字—「簡体字」で使用することが明らかな場合には、簡体字で構成された商標を出願することが望ましいです。

(4) 英文文字商標

英文商標については、審査段階で、観念の有無が特定されます。中国語に翻訳可能と判断された商標については、翻訳された漢字とピンイン（中国語での漢字の発音を表すローマ字とアクセント記号による文字列）に分けて審査されます。観念がないと判断された場合は、アルファベットの組み合わせとして審査されます。

(5) 日本語文字商標

中国国内で日本語表示をそのまま使用する場合は、その使用する日本語の表示態様で出願しておくことも推奨され、また、日本語の発音に似た中文文字についても出願しておくことも推奨されます。なお、ひらがな、カタカナは、基本的に図形として審査されます。

(6) その他

1) 企業名や商品名などの略称

中国でビジネスを進めていくにつれて、企業名や商品名が略称化していくケースがあります。このような「略称」についても、第三者に先出願されると使用困難になりますので、早めに出願しておくことが推奨されます。実際に、日本企業がその企業名の略称を先出願されてしまい、問題になったケースがあります。

2) パッケージ商標

中国人はデザイン（意匠）によって商品を選択する傾向が強いと言われます。従って、模倣商品への対抗策の一環として、文字や図形だけでなく「パッケージ全体」についても出願しておくことが推奨されます。

3) 登録商標の使用

中国商標法では、登録商標は登録態様のまま使用することが義務化されています。使用において登録商標と態様が異なると判断された場合には、罰則が科され、登録が取り消されるおそれがあります。

登録商標の態様の変更には、例えば、縦書きから横書き、又はその逆への変更や、前述の「簡体字」から、台湾、香港、マカオなどで使用される漢字—「繁体字」へ、又はその逆への変更などが含まれます。

<参考文献>

「中国の知的財産法」（編）創英知的財産研究所（発行）東洋経済新報社

「マドリッドプロトコル実務の手引き」（著）河合千明・齋藤純子（発行）発明協会

「中国商標に関する商品及び役務の類似基準（日本語・英語訳付）及びその解説」（編）岩井智子（発行）発明協会

3 最近の知財動向トピックス ～新聞の時事報道から～

小林 陽介

最近の知財に関する時事報道に係わる情報を簡単に紹介させていただきます。

(1) 特許庁は、新たに「音」、「動き」、「ホログラム」、「色彩」、「位置」の5種類の商標について登録を認める方向で最終調整に入った（2014年度改正法施行予定）。

音や動きは、主要国で取得できる権利だが、日本では取得は認められていなかった。こうした新たなタイプの商標に権利を認めることは、言葉の壁を越えて企業ブランド

を商品等に盛り込めると共に、コピー商品を排除する抑止力としても有効に機能するため、世界的に権利を認める流れにある。

なお、米国や韓国で取得できる「におい」での登録については見送られる予定であるが、TPP等の知的財産規定に盛り込まれる可能性があるため、検討は継続される。

(2) 日清食品ホールディングスは、即席麺の特許を侵害したとして、サンヨー食品と製造関連会社の太平食品工業を大阪地裁に提訴した。同社は、お湯で麺を戻す際にきれいにほぐれ、食べる際に真っすぐになる「ストレート麺製法」で大量生産した際の形状について、サンヨー食品の一部製品が日清食品の特許発明に酷似していると判断した。同社は、サンヨー食品の製品販売と太平食品工業の製造の差止めに加え、2億円以上の損害賠償を請求している。

(3) 大分県は、「おんせん県」という造語について商標登録出願をした。「天然自然が良く、温泉がいっぱい」というPRが功を奏しなかったため、「おんせん県」について、出願に至った。この出願に対し、群馬県等は戸惑っているが、大分県は、他県との商標の使用を呼び掛けている。

(4) 韓国のサムスン電子は、スマートフォンに関する特許侵害を理由に欧州5か国

(英仏独伊蘭)の裁判所で求めていたアップル製品の販売差止請求を撤回した。

現在、世界各国でアップルとサムスンは互いに訴訟を提起し合う状態にあり、長期戦に突入している。両者の訴訟が始まった当初、サムスは争いを続けることで「アップルに比肩するメーカー」という評価を得る効果があった。

一方、サムスンにとって、半導体や液晶パネルの分野ではアップルは最大の顧客でもある。そのため、裁判を早期に終えたいというのがサムスンの本音とみられる。

(5) 改正著作権法が2013年1月に施行された(一部改正内容は、2012年に施行済)。

改正内容のうちの一つとして、いわゆる「写り込み」に関する規定が導入された。従来、写真等の背景に著作物であるキャラクターが写り込み、その画像をブログに掲載するといった行為は、著作権侵害に問われる恐れがあった。しかし、今次の改正により、著作権者の利益を不当に害さない範囲で、この行為が侵害には当たらないことが明確にされた。

その他、国立国会図書館による絶版資料等の複製物の自動公衆送信を認める規定や、動画共有サイトでファイル形式を統一化するための複製行為を認める規定等も導入された。

4 注目データ～我が国の出願・審査状況について～

弁理士 竹山 圭太

ここでは、近年の我が国の出願(特許出願・国際特許出願(PCT出願))及び審査状況についてご紹介します。「表1」に、近年の我が国の出願件数(国内出願・PCT出願)を示します。

表1 国内出願及びPCT出願の件数の推移

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2011年の対前年比
国内出願件数	396291	391002	348596	344598	342610	0.6%減
PCT出願件数	26935	28027	29291	31524	37974	20.5%増

近年では、国内出願件数が減少傾向にある一方で、PCT出願の件数は、増加傾向を示しています。これは、我が国の出願人が、質の高い国内特許出願を厳選して行う一方で、市場のグローバル化に伴い、海外出願を重視していることによると考えられます。

次に、特許庁における審査の状況はどのようになっているのでしょうか。「表2」に、近年の我が国の国内特許出願の一次審査(出願人による審査請求後に、最初に行われる審査)件数と国際調査報告作成件数を示しました。

表2 一次審査及び国際調査報告作成件数の推移

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
一次審査件数	307665	342654	361439	377089	363876
国際調査報告作成件数	26033(97%)	26523(95%)	28927(98%)	29993(95%)	35633(94%)

注)表2中、国際調査報告作成件数のカッコ内数字は各年度毎の国際調査報告作成件数のPCT出願件数に対する割合

上掲する「表2」の通り、2007年から2010年までは、国内特許出願の一次審査件数は増加傾向でしたが、2010年をピークに頭打ち状態になっていますので、特許庁の国内審査の処理能力の限界を感じさせます。一方、国際調査報告件数は、PCT出願件数の伸びに伴って増加しています。今後も国際調査機関としての特許庁の処理能力に期待したいところですが、PCT出願件数に対する国際調査報告の割合が2009年をピークに減少傾向に転じていることから（表2参照）、国際調査の処理能力については、さらに今後の推移を見守る必要があるようです。

参考) http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/nenji/nenpou2012_index.htm
<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2012/honpen/toukei.pdf>

5 シリーズ 「特許の力」(1)

弁理士 渡邊 薫

本号から「特許の力」と題した新しいシリーズを掲載します。

私は、知財業界に身を投じて17年が経過し、また、弁理士としても約15年間にわたり活動をして参りました。その間、さまざまな場面で、「特許の力」を感じてきました。

ご承知のように、特許法の目的は「産業の発達」です（特許法第1条）。また、特許出願をし、発明を公開することによって、技術を公知化して他人による特許化を阻止したり（防衛出願）、公開発明に基づいてさらなる改良技術を案出したり、さらには、特許権を取得することでビジネスを独占できたり、ライセンス収入を得ることができるとはよく知られた「特許の力」と言えます。本シリーズでは、このような一般的に知られている「特許の目的」ではなく、実際のビジネスや知財活動の場面で現実的に創出される「特許の様々な効用」を「特許の力」と称し、少しずつ（3つ程度ずつ）紹介して参りたいと思います。

【特許の力 - 1】

「技術開発の自由度」を広げる力になります。継続的な特許出願による発明公開（技術の公知化）を通じて、自社が自由に技術開発できる領域、即ち、第三者との法的関係の問題が発生し得ない、あるいはそのリスクが少ない技術領域を拡大していくことができます。日々の特許出願活動は、このために行っていると言っても過言ではないでしょう。油断をして特許出願をしばらく怠ると、自社技術の流れが堰き止められ、その下流技術領域では自由に技術開発ができなくなってしまうおそれがあります。

【特許の力 - 2】

特許出願された発明が公開されることに基づいて、「クローズ技術（公知化が許容されない技術）」と「オープン技術（公知化が許容される技術）」の線引き（区別）ができる力になります。即ち、特許出願活動を通じて、第三者の目に決して曝してはいけないノウハウなどの「極秘技術」を確認し、それにより、自社の「真の独自技術」を認識していくことができます。言い換えると、競合企業に対する自社技術力の真の長所と短所を確認していくことができます。

【特許の力 - 3】

「隠れた競合企業」を知る力になります。特許出願の際に行われる先行技術調査や審査段階での拒絶引例などにより、想定していない企業の先行技術が関連技術として挙がるケースがあります。即ち、潜在的な競合企業を知ることができます。実ビジネスにおいて既に顕在化している競合企業だけでなく、将来の競合企業を知ることができます。

KUNPU NEWS 2013.1月号をご覧いただきましてありがとうございました。これからも事務所一同、皆様の大切な知的財産に関する代理人として、全力を尽くしてまいりますので、宜しくお願い申し上げます。編集責任者：小林 陽介（技術グループ）

©薫風国際特許事務所 2013

〒108-0074 東京都港区高輪二丁目 20 番 29 号サクセス泉岳寺ビル3階
 TEL: 03-5475-5641 FAX: 03-5475-5642
 E-mail: info-kunphoon@kunpu.co.jp URL: <http://www.kunpu.co.jp/>